

# 平成七年度通常総会特別講演

とき・平成7年5月31日  
ところ・札幌市 共済ビル

## 自由化と地域農業

立正大学 教授  
森 島 賢

▼森島 賢（もりしま さとる）さん



1934年生まれ。

農学博士。

1963年 東京大学大学院農業経済学専攻修了

1964年 農林省農業技術研究所勤務

1978年 北海道大学農学部助教授

1984年 東京大学農学部教授

1994年 同大学定年退官  
立正大学経済学部教授  
現在に至る

〈各種委員〉

農林水産統計観測審議会委員・千葉県農政審議会委員

〈主要論文等〉

「野菜の価格形成」（明文書房・1978年）

「コメ輸入自由化の影響予測」（富民協会・1991年）

「コメ輸入自由化反対論」=農業構造の計量分析=（富民協会・1994年）

「コメの生き残る道」（東京新聞出版局・1994年）

農産物自由化の問題点について話をさせていただきます。

方から最も強く受けける地域であると考えるからです。

農産物といいましても、私はこれまで主にコメの問題を研究してきたので、今日の話も主としてコメのことになりますが、酪農についても最近研究をはじめましたので、余り熟知していないからむしろ大胆に話せるとも考え、私なりの問題点の抽出と見解を示したいと思っています。

特に、農産物の自由化によって、これから北海道農業あるいは地域農業はどのような影響を受けるかということについて話をさせていただきます。

端的に言つて、北海道が今度の自由化の影響を、コメと酪農の両から三三マル・アクセスとしてその輸入が義務づけられました。

「新食管制度」のポイント  
コメの問題

その量は精米換算で、初年度二七万九〇〇〇七、最終年度七五万八〇〇〇七となっていきます。現在のところまだ輸入されていませんが、七月の参議院選挙が終わつた頃から開始されるようです。

このように選挙前に、農家の反発を買うことしないというのは、政治家もまだ農業を無視できないものとして考へてゐる、農業にまだ力があるということです。しかし、全体からみると政治家は今後は農業を無視しようとしています。そういうなかで、日本のコメが全体としてどうなるのかといつゝことです。

昨年の「一回」、「主要食糧の需給及び価格安定に関する法律」(通称・「新食糧法」)が成立しました。この法律が、今年の一月から施行されますが、その運用の具体策はまだ決まっていません。

官僚は、輸入と同じように、はじめに具体的な運用の方途を決めず、新聞を読みながら、政治家や農家の顔色を窺い試行錯誤しながら、その都度、具体的な運用を決めていくと思います。

現在は政治家の力が弱くなり、官僚の力が強くなっています。官僚は前例を大事にするため、最初にどのような運用がされるかが肝心だと思います。

制度の大枠は決まっています。

その非常に広い枠の中で、これらどのように運用していくかを都度決めていく構えだと思います。

私は、「新食糧法」には、つきの三つのポイントがあると思います。一つ目は政府が輸入米をどう処理するか、二つ目は減反をどのよう実施していくか、三つ目は調整保管をどのように運営していくかです。

以下ではこれらについて詳しく述べていきたいと思います。

### 輸入米の処理方法

日本政府は本年度、国内需要量の四分の一を輸入するといつ「マム・アクセス」を認めました。なお、この「マム・アクセス」という用語について、新聞では「最低輸入量」と表記されていますが、「最

低輸入義務」とした方が正確です。そして新聞は「今年からコメは部分的に自由化したのだ」と書いていますが、これは、はつきりした嘘です。コメは自由化したのではありません。

現在、コメの在庫は過剰な状態にあります。昨年の大豊作と消費の減少から今年の一〇月末には、国産米だけで一〇〇万七あるいはそれ以上の量を在庫として持ち越しそうです。さらに昨年大量に輸入した、緊急輸入米が九四年一月一日現在で九八万七余つています。それらを合計すると二〇〇万七になってしまいます。

このような状況の下で四%輸入することになっています。そして四%の解説も、当初の二七万九〇〇七が、最近では玄米で四万六〇〇〇七に変わっています。日本では通常コメの需給数字は玄米を用いますから、今後の重要な問題はマム・アクセスとして輸入される約四三万七の輸入米をどのように処理するかです。

そうかと思うと、九四年一二月十六日に農水大臣は「マム・アクセス米の導入に伴う転作の強化は行わないとの方針は、これまで度々申し上げているように今後も堅持して参る所存であります」と語りました。

このことについて、政府の見解ことは、マム・アクセスとし

ガットの合意を受け入れた直後の九三年一月一七日には、「マム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」ことを閣議了解しています。これが怪しくなっています。

九四年一一月二一日の衆議院WTO委員会において政府は、「マム・アクセス米は内外無差別のため、主食・加工用にも予定している」と答弁しています。この答弁の通りであるならいずれ減反強化となる。これは九三年一二月の閣議了解に反しています。政府は国会でこのように答えておいて、政治家や農家の顔色を窺つてみると、ボーツとしているようだつたらじめのまま行つてしまふと思つています。

て輸入する「コメは、自由貿易で輸入するのではない」ということです。コメを自由化し、自由貿易となれば、内外無差別の原則に従わなければならず、輸入米を国産米と同じように扱わなければなりません。しかし今回、三「マル・アワセスとして輸入するコメについては、自由貿易ではなく「義務」として輸入するのです。

今後六年間、コメは国家貿易の対象品目であり自由貿易ではない。そこへ新聞が「部分的だが自由化した」と繰り返し、「輸入自由化したのだから内外無差別が原則」と報道する。これは大間違です。コメは国家貿易の対象なので、政府は国益に従つて輸入することができるのです。

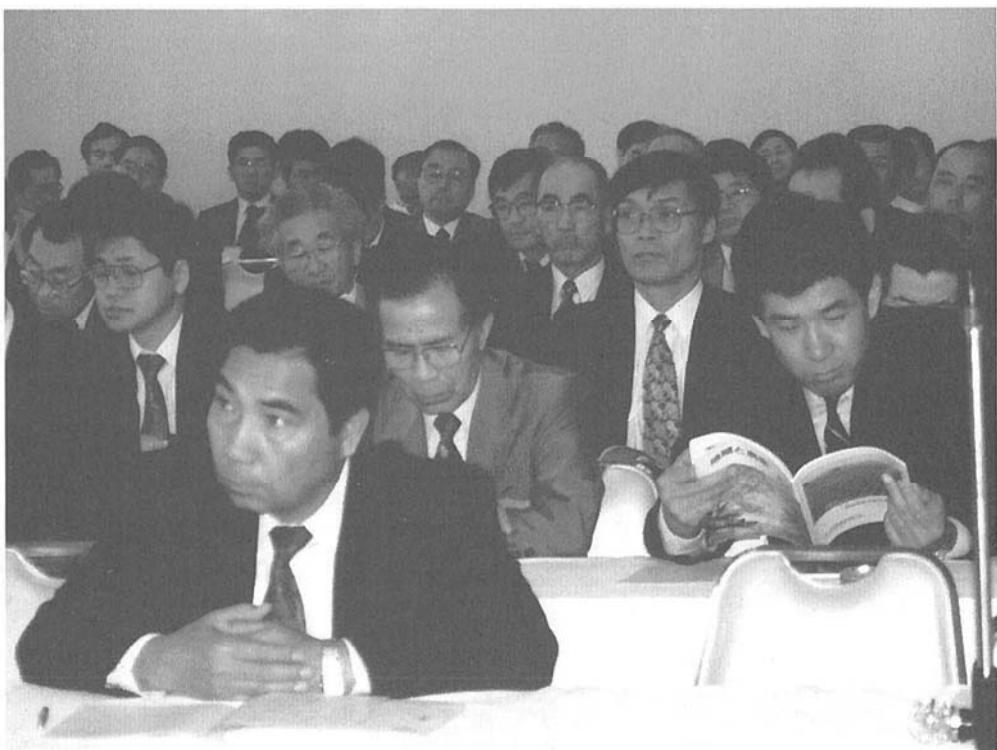
日本では、すでに牛肉でそのことの経験をしてきました。牛肉は四年前に自由化しましたが、それまでは国家貿易で輸入をしてきました。畜産振興事業団が国益に従つて、牛肉の質・量を国の代理として選択、決定し輸入を行つてきたのです。

「コメについても、同様に政府が

決めることができるのです。そこで、輸入米の具体的な用途について考えてみましょう。

まず考えられるのは四三万七千を全部捨ててしまうことです。ある意味ではこの方法が最もすつきりしていますが、これはもつたないことがあります。そこでつぎに考えられるのが、これまでの需要部門を圧迫せずに、新たな需要を開拓することです。例えば、アルコールにして自動車の燃料にする、工業用の糊にする、家畜の飼料にするなどが考えられます。

かつて農水省米署が第一次過剰時（昭和四五年頃）検討したところによると、これらのなかで最も高く売れるのは飼料用としてです。日本は、飼料用穀物を約一〇〇〇万㌧輸入していますので、輸入米の四三万㌧を飼料用に回しても、飼料用穀物全体にとってみればたいした量ではありません。コメの混入給餌では、鶏卵の黄身が少しばかり白っぽくなるようですが、添加剤を併用すれば簡単に解決するそうです。このように新しい用途を創出すれば、減反強化をしな



べても済みます。

輸入米の用途として、つまに考  
えられるのが、発展途上国への援  
助という方法です。これについて  
は様々な問題があり、一〇〇万tが  
限度だと思います。

その問題の一つは、日本がコメ  
を援助することによって相手国の  
コメ生産を圧迫するということです。  
援助される側に日本を置いて  
みたとき、日本の農家が喜ぶかと  
いうことを考えてみれば、その問  
題点は歴然とします。もう一つは、  
コメの輸出国の販売市場を圧迫す  
るという問題です。輸出国側が、  
これまでコメを販売していた相手  
国に、日本が無償でコメを援助す  
れば黙っていいことは容易にお  
わかりになるでしょう。

このことも、かつての第一次過  
剰時代に農水省はすでに経験済で  
すから、せいぜい一〇〇万t程度し  
か考えていないと思うのです。  
そして六年後には、関税化にする  
か、三・マ・アフセスをつけ  
るかを決めなければならぬので  
すが、じゅうやう政府は一〇〇一年  
からの自由化を考えているので

す。

「コメの輸入を自由化して、日本  
のコメ生産が維持できるのかを考  
えてみましょう。」

「の」は要するに、「の」は、  
日本は「安い」か「高い」  
か、「まだ」か「まずい」  
か、これだけ考えればよいわけで  
す。

まず、価格の問題です。国産米  
は約二万円、タイ米は千数百円で  
十分の一以下、アメリカ米は四分  
の一以下の値です。この点について  
は、価格競争で勝てるという人は  
いない。日本がコストダウンでが  
んばって何とかなるという水準で  
はない。国産米と輸入米とでは、  
価格競争は無理だといふことは、  
ほぼ自明な」といつてよごと思  
います。

二つ目は、品質競争についてで  
す。九四年に緊急輸入したコメは、  
味がよくなかつたために売れ残つ  
てしまい、九五米穀年度はじめに  
ものを輸入しても、消費者はまずい  
ものは買つてくれない、だから自  
由化しても品質競争で何とかやつ

ていけるという意見があります。

しかし私は、これも不可能である  
と思います。いまなり「うまいコ  
メ」を輸入しようとしても無理だ  
ったのです。

現在、世界で生産されているコ  
メの大部分はインティカ米です。  
これを「まずい」と言うのは、日  
本人、韓国人、中国人の一部とい  
つた少数の民族です。だから、日  
本人にとって「うまい」ジャボニ  
カ米を急に集めようとしても無理  
な話だったのです。

九四年のような緊急輸入の事象  
を捉えて論ずるではなく、一〇  
年後、一〇〇年後まで視野に入れて  
考えなければならないということ

です。将来、タイやアメリカでも  
彼らが「まずい」と感じているジ  
ヤボニカ米が、日本で「うまい」  
と評価され商売ができると儲かると  
なれば、どんどん生産するかも知  
れない。実際、すでにアメリカ、  
タイ、スペインではジャボニカ米  
が生産されています。

日本の輸入業者が技術者を現地  
に派遣して、開発輸入を始める。  
一〇年後には、世界中で「うまい」ジ  
ヤボニカ米ができるようになると  
思います。タイは資金の高騰から  
米価も上がっていますが、後には  
ベトナムやミャンマーがひかえて  
ますから、安くても「うまい」コメが輸  
入されることは可能になるでしょ  
う。そうすれば日本の農家は品質  
競争でも勝てないということにな  
ります。

今後重要なことは、三・マ・ア  
フセス米は「止むを得ず輸入し  
たのであって、自由化の準備のた  
めに輸入したのではない」という  
ことを政治家にわかつてもらつこ  
とです。官僚が恐いのはやはり政  
治家です。

そのため三・マ・アフセス米  
をどう扱うか最初が大事です。

つきに減反については、かなり  
輪郭がわかつてきました。

「新食糧法」において減反がどの  
ように位置づけられているのかを  
みてみましょう。現在の時点でも  
かなり具体的なことが決定されて

## 減反問題

います。それは、減反を選択制にして、減反に協力した農家を政府が買入れの対象にするというものです。

つまり政府は、「減反した人から一万六四〇円くらいで買つてあげましょう」というわけです。

政府はこれを減反の奨励策と考えているのですが、これは奨励策になつていません。現在、米価が約二万円であることを見つかりないのでしょうか。もし仮に、「一万六〇〇円で買上げます」とでも言えば、選択制減反になるかも知れません。農家のなかからも減反を選択する人が出てくると思います。

しかし、政府が考えているような低い価格では誰も減反に参加しようとしないからです。しかも、政府が買上げる量は、備蓄米としての一五〇万セント五〇万セントに限られるのです。

このようないい条件の減反選択制では、米作農家はみんなコメを作りたいのですから、大部分の農家は減反をやめて「コメを作付けするようになります。

『新食糧法』の下では流通が自由

化されるわけですから、コメは需給関係で価格が決まるようになります。政府がコメの管理をしなくなりますが、政府が管理するのは、備蓄用買上げの一〇〇～一〇〇万セントに限られます。

供給過剰の下で減反を完全選択

制にしたら、米価はズルズル下落していくと思います。したがって計画とおりに減反が実行されるかどうかが重要な問題となるのです。

今後、減反がどのようになるかを考えてみたいと思います。先の事情のように選択制減反が機能しないとすれば、全国の産地が、公平な計画・割当方式で減反せざるを得ません。その場合、西日本と東日本の事情の相違がそのことを可能にするかかどうかが危惧されえきます。全国で計画とおりの減反が整然とできるかどうかが大事です。

日本政府は、「III-1マ」・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」といつているのですが、減反強化をしないなら政府はどうな方策を講じようとしているのかを考えなければなりません。

その方策としては、他用途利用米を廃止して、そこに輸入米を充てた方法が考えられます。そうすれば、他用途利用米は転作作物であつてコメではないということによつて、他用途利用米を廃止しても減反強化にはならないと政府は言い逃れをすることができます。

しかし、これには金がかかります。最低でも一年間は保管しなければならず金利や保管料がかかるります。また、古米になるので、販売するときには値段を新米よりも下げなければならない。これらを合計すると、調整保管には相当な費用がかかることになります。

この費用については、法律で調整保管について規定したのですから、政府が全額出すのが本筋だと思います。しかし、全部出すことはしないでしょう。そのため調整保管費用の一部は、生産者が負担することになると思います。全農や全中では、一俵当たり三〇〇円くらい出してもらつと、きちんと調整保管ができるという計算をしています。農家がこれを納得していません。農家がこれを納得してしまはずつは、…次に掲げる業務を行つものとする。(2)調整保管

米価を上げたかつたら、多めに調整保管すればよいことになります。しかも、このことについては『新食糧法』の第19条に「自主流通法人(私は、これを全農と解説します)は、…次に掲げる業務を行つものとする。(2)調整保管

二〇〇円出すかどうか、もし納得し実行できれば米価を農協が決めることができます。

以上の二点が重要です。とりわけ大切なのは最初の輸入米です。輸入米をダラダラ市場に出していく、「減反をしなさい」と言つても、農家がやるかどうか。減反が崩れてしまえば調整保管も何もなくなる危険がある。三三〔マ〕・アセス米をどう扱うかが一番大事と言つたのは、そのことが懸念されるからです。

ガットを受け入れた時の総理大臣は、「コメを含め、包括関税化をそのまま受け入れる道」は、わが国農業、農村に深刻な影響を与える、その存立を危うくするものであり、到底この道を選択し得るものではありません」と述べてあり、自由化したら大変なことになると認識がきちんととつた。それがだんだん不明確になつて、自由化しても、六兆円あるのだから何とかなるのではないかと話が変わってきた。

自由化ではなく、止むを得ず三三〔マ〕・アクセスの義務を負つたのであれば、きちんととした処理をして減反を強化しないことが重要です。

調整保管に関して言えば「生産者が勝手に売つてよい」あるいは「単位農協が生協と直接契約を進める」という話題があります。

私はこれをやめろといつてはあります。ただし、「減反をきちんとやつて下せ」。調整保管のための費用をきちんと負担して下さい」ということを主張したいのです。

総量を規制すれば、米価の平均的な価格は決まるのです。そのなかで、なるべくおいしいコメを作つて、なるべく高く買つてもらうことは大事です。そのことなしに、「うちのコメはうまい」「よい買い物が見つかったので売つてしまえ」「減反も調整保管もうちのコメは関係ない」とかになります。

繰り返しますが、このことをきちんと出来れば農協がコメの全量

を把握できる、米価も管理する。それが「JIA食管」といつのなりでよいと思います。国がそのことの責任を負わないと言つていいのですから、そういうことをやるべきだと思います。

もう少しぜナリオをつけます。

加工用の需要は（誤差は多少あります）推計で一三七万tあります。他用途利用米を作るには嫌だ、それは輸入米に任せろなどと言つていると、その分野がどんどん浸食されていきます。次いで業務用へ、外食市場へ、そして最後は家庭にまで入ってきます。かつて、

牛肉がそのような経過を辿っています。現在、加工用と業務用の牛肉はすべて輸入肉に市場を占有されています。そして牛肉の場合は、輸入の影響は豚にも鶏にも振られたのですがコメの場合はそれがないわけであります。

そして牛肉の場合は、輸入の影響は豚にも鶏にも振られたのですがコメの場合はそれがないわけであります。これが五一四円です。これは内外価格差があります。また脱脂粉乳については、輸入価格が一六四円であるのに対し、安定指標価格が九九三円ですから六・七倍の内外価格差があります。

農水省は、関税化しても取り敢えず六年間は大丈夫といつていま

## 酪農の問題

今回、関税化されるとなつたバターと脱脂粉乳の内外価格差をみてみましょう。

バターの輸入価格は、九四年度で四四一四六円です。これに対し、国内の卸売価格に近い位置づけにある安定指標価格が、九九二円です。

輸入価格が一四六円、国内価格が九九三円ですから六・七倍の内外価格差があります。また脱脂粉乳については、輸入価格が一六四円であるのに対し、安定指標価格が三倍くらいです。

農水省は、関税化しても取り敢えず六年間は大丈夫といつていま

一〇年後、一〇〇年後を考えるとになります。農家にとっては、二〇年後も大丈夫だということにならないと困るわけです。

今回の合意では、バターと脱脂粉乳については関税化することになり、当初は高率の関税をかけることになります。バターでは九八五円の関税をかけます。関税だけで、いまの国内の取引価格よりも高いわけです。一〇〇〇年には三〇%の関税をかけることになります。しかしその後は、それがどんどん下がっていくことになると思います。高い関税率というのは一つまり、高率の関税がかけられるということは、たとえば一〇〇円のモノに六〇〇円の関税をかけて七〇〇円で売るのですから、新聞が黙っていない。

「せっかく自由化したのにバターの価格が下がらない、調べてみたら七〇〇円のうち六〇〇円が税金だつた。農水省も消費者のほうを向いた行政をやつて下さい」と、言うでしょ。そして、関税率が段々下げられ

て、最後には一四六円と九九三円の勝負をしなければならない。これは規模拡大では解決が無理だと思います。米の場合は、「うまい」 「まわい」という話がありました。乳製品はないでしよう。ですから、自由貿易に間違いがあることを政治家や新聞にわかつてもらう。これしかありません。

十勝の酪農家に「一〇〇〇年以降も関税率を下げなかつたり、やつていけますか」と聞いたら、「やつていける」という答が返ってきました。関税化を永久につづけば、北海道酪農はやつていけるそうです。自由貿易は悪いものだ、といふことをわかつてもらつたことが一番大事です。

世界の一人当たり食糧の供給量は、一九八五年をピークにして、ジリジリ下がっているようです。レスター・ブラウン氏（ホール・ウォッチ研究所長）によれば、先进国では、肥料や農薬の増投は環境保全の制約から難しい。途上国では公害対策に費用を振り向けるだけの余力がないなど、これからかなり悲観的です。

世界の一人当たり食糧の供給量は、途上国では、肥料や農薬の増投は環境保全の制約から難しい。途上

べはじめできたら、現在、世界中で貿易されている穀物の全部を中國が輸入することになってしまふと予測しています。牛や羊は草を食べても育ちますが、豚や鶏は直接受けと食糧で競合するわけです。したがつて食糧を考える時、子孫の代まできちんと食べていけるかどうかを最初に考えなければなりません。そのあとに価格の安さを問題にすべきです。自由経済には欠点もあります。その点を正していかなければならないと思いま

る時代が来ると思います。日本の場合、実際にタイミングが悪

## 世界の食糧需給

世界の一人当たり食糧の供給量は、一九八五年をピークにして、ジリジリ下がっているようです。レスター・ブラウン氏（ホール・ウォッチ研究所長）によれば、今後、中国が本格的に畜産物を食



## 自由化と地域農業（森島 賢氏・講演レジュメ）

### I. 市場開放

ミニマム・アクセス 1995年 2000年  
(最低輸入義務) 4% => 8%

2001年以後 関税化する場合 => 関税率は切り下げ  
関税化しない場合 => 追加的代償措置

### II. 新食管制度のポイント

性 格 ×…輸入自由化の準備 => 高齢者・兼業者の排除、農業・農村の崩壊(注1,2)  
○…農業、農村再建のための食管制度 => 安全な食料と環境の確保

輸入米 ×…自由貿易の原則を適用(注3) => 減反強化  
○…飼料用・海外援助用にする => 減反強化はしない(注4,5)

減 反 ×…正直者が損、ズルい人がトクをする => 米価暴落  
○…減反廃止を目標に掲げ、みんなでシッカリ減反 => 米価維持

流 通 ×…業者が牛耳り、農協は撤退 => 過当競争 => 共倒れ  
○…農協への全量出荷、共同販売、調整保管(注6) => JA食管

注1) 内閣総理大臣(1993年12月14日・記者会見)

「コメを含め、包括関税化をそのまま受け入れる道……は、我が国の農業、農村に深刻な影響を与え、その存立を危うくするものであり、到底この道を選択し得るものではありません」(毎日新聞・1993年12月14日・夕刊)

2) 日経連会長(1994年8月18日・セミナー講演)

「国際的にたち打ちできないという米作りが、……将来とも日本に適したものであるかどうか、という基本的な問題も議論されて然るべきと存ずるものであります」(NHKニュース・1994年8月18日)

3) 政府の国会答弁(1994年11月22日・衆院WTO特別委)

「ミニマム・アクセス米は内外無差別のため、主食・加工用にも予定している」(日本農業新聞・1994年11月23日)

4) 開議了解(1993年12月17日)

「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」(全中資料)

5) 農林水産大臣談話(1994年12月16日)

「ミニマム・アクセス米の導入に伴う転作の強化は行わないとの方針は、これまで度々申し上げているように今後も堅持して参る所存であります」(農水省「今日の話題」・1995年1月号)

6) 新食糧法(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)第29条

「自主流通法人は、……次に掲げる業務を行うものとする。

② ……調整保管(米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう)を行うこと」

### III. 内外の米価

#### 国産米(東京、1995年5月、自由米・玄米60kg当たり)

コシヒカリ(新潟・一般、自主米)	23,800~24,100円
ササニシキ(宮城・県北産、自主米)	18,500~19,000円
初 星(福島、自主米)	19,800~20,200円
日 本 晴(兵庫、自主米)(大阪)	19,000~19,500円
もち陸稻(未検、2, 3等格)	9,000~ 9,500円

(資料:日本経済新聞、1995年5月23日)

### タイ米（バンコク、タイ貿易取引委員会、1995年5月25日、玄米60kg換算）

	輸出価格	輸入価格（注7）
長粒種米（100%、1級）	1,543円	1,711円
長粒種米（100%、2級）	1,474円	1,642円
長粒種米（破碎米含有率5%）	1,336円	1,503円
長粒種米（破碎米含有率10%）	1,313円	1,480円
破碎米（A1スーパー）	1,106円	1,272円

（資料：日本経済新聞、1995年5月26日）

注7）海上運賃は、米ガルフー日本間の穀物1t当たり33.75~34.5ドル（日本経済新聞・1995年5月22日・夕刊）を玄米60kg当たりに換算して159円（1\$=87.25円）と推定、海上保険料は0.6%。

### IV. コメの用途別・品質別消費量（万トン、米政策研究会推計）

	家庭用	外食用	加工用	計
特上米	395	26	7	428
上米	141	25	0	166
中米	66	83	33	182
標準価格米	87	19	0	106
並米	1	9	76	86
もち米	31	0	21	52
計	721	162	137	1,020

### V. コメの国内供給に関する世論（1993年11月7~8日）

問：主食のコメは、基本的に国内で供給することが必要だと思いますか。

そうは思いませんか。

答：そう思う……………82%

そうは思わない……………15%

その他、答えない……………3%

資料：朝日新聞（1993年11月11日）

全国の有権者3,000人が対象、学生調査員が個別に面接調査、有効回答率は77%。

### VI. 北朝鮮へのコメ支援問題

〈朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）国際貿易促進委員会代表団

日本の連立与党首脳との会談（1995年5月26日）でコメの貸与を要請〉

李成禄委員長

「緊急輸入米の売却残84万tを全部ほしい80%でもいい。梅雨入り前に貸与してほしい。  
（返済方法は）日本側のやりやすい方法でいい。…現物返済かどうかにはこだわらない」

（日本経済新聞・1995年5月27日）

「農水省によれば在庫輸入米は4月末時点では84万tで、50万tは飼料用に売ることにしており（注8）、この一部が北朝鮮への支援に充てられることになるとみられる」

（朝日新聞・1995年5月27日）

〈韓国政府の関係閣僚会議（1995年5月27日）〉

「…南北関係の特殊性を考慮して、慎重に処理することが望ましい」

（朝日新聞・1995年5月27日・夕刊）

注8）農水省「緊急輸入米の取扱いについて」（1995年5月）による処分予定は次の通り、

援助用10（？）、飼料用50、加工用7、業務用7、未定10、計84（万t）。

## 新食管制度のシミュレーション分析の概要

### 〈米政策研究会〉

今年（一九九五年）から新しい食糧管理制度がはじまる。また、**ミーマー・アクセス（最低輸入義務）による米の輸入もはじまる。**今後、米の需給は大きく変わるだろう。

このシミュレーション（模型実験）分析は、**ミーマー・アクセスによるコメの輸入が決まっている一九九五年から1000の年までの、今後六年間を対象にして、この期間のコメの需給をシミュレーション分析したものである。**

コメの供給は天候によつて作柄が変動するので、需給の状況は確定である。この点を考慮して、このシミュレーションは作柄がある分布（標準偏差が7%の正規分布）にしたがつて、不規則に変動するふじとを仮定して、今後のコメの需給を数値的にシミュレーションした。いわゆる、モンテカルロ・シミュレーションである。

新食管制度は、新食糧法に基づいて行われるが、新食糧法は、その名の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が示すように、需給と価格の安定をめざしている。コメの需給を安定させためには、供給と需要をもとに安定化しなければならない。そうすれば米価も自ずから安定する。

はじめに、需要の側からみてみよう。一九九四年春のコメ不足による消費の大額な減退は、その後、回復基調にあるので予測上の問

題は、それほど大きくないと思われる。今、さし迫つた大きな問題として、**ミーマー・アクセス米による減反の強化をしないために、ミーマー・アクセス米を飼料用や海外援助用などの新規需要にふり向けるか、否か、**という問題がある。これは次の供給側の問題のかで考えよう。

供給側にはいくつかの問題がある。第一の問題は今年から始まる**ミーマー・アクセス米の処理方法である。今年からコメの輸入が部分的に自由化された、**といつ誤った理解が広まつてゐる。しかし、コメの輸入は今後少なくとも六年間は自由化しないで、これまで通りに国家貿易をつづけることに決まつてゐる。

国家貿易の下での輸入だから、**ミーマー・アクセス米は国益に沿い、政策目的に従つて処理されねばならない。**しかし、政府はいまだにその処理方法を明らかにしていない。**ミーマー・アクセス米による減反の強化を行うか否かは、今後のコメの需給を考えるとき最も重要な点である。**

第一の問題は減反問題である。これからは、減反は自由に選択できるようになる、といつ誤った理解が広まつてゐる。米価の暴落を避けるには、今後も減反を続けなければならないが、政府の助成策は全く不十分なものである。だから、減反を実効性のあるものにするには、自由な選択制どころか、ある種の強制感を伴つて生産者の全員が参加して減反するところになるだろう。減反計画が計画通りに実施されるか否かは、今後のコメ需給を考える上で重要な点になる。

第二の問題は調整保管の問題である。これからコメは自由に販売できるようになる、といつ誤った理解が広まつてゐる。減反が目標通りに行われたとしても、作柄による供給量の変動は避けられない。供給量が需要量を超えた場合、個々の生産者やJAが自由に販売すれば、米価は下落する。

これを避けるには供給の総量的な調整が必要である。需要量を超えた分を全農などが調整保管することは、新食糧法に明記されている。しかし、これには経費がかかる。この経費を政府の助成策の下で、生産者の全員が負担して調整保管を有効に実施するか否かは、今後の「コメ需給」とって、重要な点である。

以上に示した三つの重要な点が決まれば、今後の「コメの需給の状況は把握できる。しかし、いずれも未だに決まっていない。

そこで、この「コレーション」は、以上の三つの政策的な選択肢、つまり「マ」・アフセス米の処理方法、減反の実施状況、調整保管をするか否か、を取り上げ、この三つを組合せて各ケースの条件にした。

各ケースとも、シコレーションを1000回行い、減反実施面積、期末在庫量、米価について、それらの平均と標準偏差（ばらつき）を計測した。

シコレーションは次の三つのケースについて行つた。以下にその概要を示す。

#### ケース・1

このケースは、いまの状況で今後に予想される、最悪のケースである。すなわち、ミマ」・アフセス米をすべて市場へ放出し、ミニマ」・アフセス米による減反の強化を行うケースである。このような事態になれば、九四万haの減反を計画しなければならないが、この減反計画は計画通りには行われず、減反の目標達成率は八〇%にとどまると思定したケースである。

このような事態になれば、期末在庫量が政府と民間を合わせて三五万tとなり、全農による調整保管は実行不可能になると予想される。

政府が在庫調整を行つても、米価は暴落し、一五、四一九円（玄米60kg当たり、以下同じ）となる（一四、〇〇〇円以下になる確率は10%）。

#### ケース・2

このケースは、「マ」・アフセス米は市場へ放出せず、飼料用・海外援助用などの新規需要へ向け、別途処理をして、国内需給に影響されず、ミマ」・アフセス米による減反の強化を行わないケースである。

このようにすれば減反の計画面積は七五万haに減少する。減反の目標達成率が九五%にまで高まる 것을想定したので、期末在庫量は三七万tに減る。

しかし、このケースは全農による調整保管は行わないと想定したので、米価は一九、〇〇円以下落する（一八、〇〇〇円以下になる確率は三八%）。

#### ケース・3

このケースは、いまの状況で今後に予想される、最善のケースである。すなわち、このケースは「マ」・アフセス米による減反の強化は行わず、しかも、全農が調整保管を行うケースである。

減反の計画面積は七二万haになるが、この減反の目標達成率は、一〇〇%になると想定したので、期末在庫量は政府と民間を合わせて一六六万tに減る。また、政府が期末在庫量の上限を外すと想定したので、民間の期末在庫量の一〇万tに減る。これを全農がすべて調整保管すると、米価は現状の一〇一、七二円を維持できる。

このケースは、JAが主体となって、コメの生産、減反から民間の流通、ことに調整保管までのすべてを総量的に把握し、全面的に

管理するもので、JA食管といつてもよい。これは新食管制度の目的である需給と米価の安定が達成されるケースである。

### シミュレーションの前提条件＝法①

- 1 三(1)・アフセス米はのBの（売買同時入札制度）による輸入米（平成7会計年度は〇・六万t、平成8会計年度は一・一萬t、平成9会計年度はアフセス数量の四%：平成12会計年度はアフセス数量の一〇%＝法②）を除くすべてを新規需要（飼料用、海外援助用など）に向け、主食用、加工用の国内需給に影響させない（または、すべて影響させる）。
- 2 緊急輸入米（一九九三～九四年）の売却残は＝一万tだけ業務用と加工用にして＝法③、その他は新規需要に向け、国内需給に影響させない。
- 3 他用途米の国内生産量は＝五万t（または、四五万t＝法④）。需用量を超える分の政府の在庫米（いわゆる備蓄米）は国内需給に影響させない。
- 4 ↓ 一年間棚上げ＝法⑤。
- 5 需要量を超える分の民間の在庫米は全て全農が調整保管し、国内需給に影響させない。（または、影響させる）。
- 6 政府の在庫米は原則として一五〇万tとし＝法⑥、期末在庫量が一五〇万tを超える場合、超える分の半分は政府が在庫を上積み、残りの半分は全農が調整保管する（または、しない）。ただし、政府の在庫米は一〇〇万tを超えない（または、超える）。期末在庫量（政府の在庫量と全農の調整保管量）は一五〇万tになるように、次年度以降の減反で調整。
- (1) 実反収が平年反収を超えるなどで、期末在庫量が一五〇万tになるように、次年度以降の減反で調整。

を超える場合→超える量の二分の一を次年度に減反強化。  
(2) 実反収が平年反収を下回るなどで、期末在庫量が一五〇万tを下回る場合→不足が生じない場合は、下回る量の三分の一を次年度に減反緩和。

↓ 不足が生じる場合は、緊急輸入。

減反の目標達成率は一〇〇%（または、九五%、八〇%）。米価は現状維持（または、需給均衡米価）。

需給均衡米価の場合、

(1) 供給閑数は小林推計、ただし、調整係数は〇・五＝法⑦。

(2) 需要閑数の価格弹性値はマイナス〇・五九（全農と政府の在庫操作を想定）＝法⑧。

作況指數は標準偏差七%で正規分布＝法⑨。

平年反収は年々一千五百tずつ増加＝法⑩。

水田面積は年々一万tずつ減少＝法⑪。

国民一人当たり国内需要量は年々一%ずつ減少＝法⑫、ただし一九九五年度（一九九四年一月～一九九五年一月）は、前年の不作の影響で一〇万t（一%）減少＝法⑬。

人口は年々〇・三%ずつ増加＝法⑭。

一九九四年一〇月の国産米の期末在庫量は二万t＝法⑮。

一九九五年度の新米売却減（早喰い）は一〇万t＝法⑯。一九九五年の減反計画面積は六八万ha＝法⑰。

16 15 14 13 12 11 10

注 ①シミュレーションの対象は、主食用の「メ」だけでなく、他用途米、加工用米を含む全ての「メ」。

②農水省「米穀の管理に関する基礎計画」（95年3月）

③農水省「農業に関する最終国別約束表の概要」（93年12月16日）

平成6年11月～平成7年4月は業務用五万t、加工用二万t。

## シミュレーションの条件と結果

### 〈 条件 〉

	ケース・1	ケース・2	ケース・3
ミニマムアクセス米による減反強化	する	しない	しない
他用途米(万t)	25	45	45
減反の目標達成率(%)	80	95	100
政府在庫量の上限(万t)	200	200	なし
全農の調整保管	しない	しない	する

### 〈 結果 〉

減反実施面積(万ha)	ケース・1	ケース・2	ケース・3
1996年	54	65	68
1997年	74	72	74
1998年	81	73	74
1999年	83	73	74
2000年	83	73	74
総平均	75	71	73
標準偏差	15	7	5

民間の期末在庫量(万t)	ケース・1	ケース・2	ケース・3
1996年	117	33	22
1997年	143	38	21
1998年	144	41	21
1999年	141	39	20
2000年	141	36	18
総平均	137	37	20
標準偏差	70	43	26

政府の期末在庫量(万t)	ケース・1	ケース・2	ケース・3
1996年	195	162	156
1997年	197	161	148
1998年	198	161	145
1999年	198	160	140
2000年	198	159	136
総平均	197	161	145
標準偏差	10	45	58

米価(玄米60kg当たり円)	ケース・1	ケース・2	ケース・3
1996年	15,978	19,062	20,273
1997年	15,356	18,989	20,273
1998年	15,266	18,908	20,273
1999年	15,296	18,982	20,273
2000年	15,249	19,072	20,273
総平均	15,429	19,002	20,273
標準偏差	1,665	2,491	0

平成7年5月～平成7年10月は業務用五万t、加工用五万t。  
 平成7年11月～平成8年3月は業務用万t、加工用万t。  
 ④ 五万tは平成7年産米の計画。  
 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)  
 四五万tは平成3～5米穀年度の平均。  
 農水省「米穀の管理に関する基本計画」参考資料  
 (95年3月、94年3月)  
 ⑤ 梅上げは一年間とし、その後、新米と入れ替え、古米として処理  
 (主食用、加工用に向け)する。  
 ⑥ 食糧庁編集協力、食糧制度研究会「新食糧法Q&A」(95年2月)  
 ⑦ 米価が上がった(下がった)場合、  
 作付面積を増やす(減らす)ことになるが、長期的にみた増分  
 (減分)の○・五を次年度増やす(減らす)。

⑧ 米価が%上がる(下がる)と、需要量は○・五九%減る(増え  
 る)。  
 ⑨ 第二次大戦後のデータによる本研究会の推計。  
 ⑩ 第一次大戦後のデータによる本研究会の推計。  
 ⑪ 近年のデータによる本研究会の推計。  
 ⑫ 本研究会の推計。  
 ⑬ 近年のデータによる本研究会の推計。  
 ⑭ 厚生省人口問題研究所の推計(92年9月)  
 ⑮ 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)  
 ⑯ 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)  
 ⑰ 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)

## 新食糧法の運用課題 月刊「農業と経済」(富民協会)・特集から論点を紹介する!!



森島賢氏が講演で解説され、施行後に予測されるシミコレー・ション・三ケースの分析結果も披瀝いただいた「主要食糧の需給及び価格安定に関する法律」(通称・新食糧法)について、他の識者はこれをどう評価し、主にその運用のあり方に対してどんな課題を提起しているのか。また、流通関係者は新しい制度の下でどのような転換への取り組みをしようとしているのだろうか。

『農業と経済』七月号・特集「激動期の「メ流通」」ジタス」から、その一部をダイジェストで紹介したい。

戦後五十年の節目で、日本農業はきわめて重要な法律改定に対峙することとなつた。その成否の如何が、将来の農業および地域に多大な影響をおよぼすことは想像に難くない。ゆえに、同書の熟読を了えられた読者諸兄が多数おられることを承知で、敢えて本誌に紹介させてもらい、あらためて「新

食糧法」がかかる課題と今後の対応策について、論議の深化を期待したいと思う。

なお、同特集には本誌で紹介の論文に加え、主に各地域・現場における課題とその対応を提示した次の論文が掲載されている。

「新しい「メ流通の主体とその戦略の一部を検証する」(米穀新聞記者)斎藤義人氏。「新食糧法体制で逆襲する北海道米」(北海道大学農学部教授)三島徳三氏。「新食糧法下における東北の「メ流通」」(東北大農学部助教授)工藤昭彦氏。「良質米生産地・新潟県の生産者と農協組織」(明治大学農学部教授)北出俊昭氏。「「メ主要産地は新食糧法にどう対応するか」」(流通対策を中心)。(滋賀県立大学環境科学部教授)小池恒男氏。「転機を迎えた「メ産直」」(第一経済大学講師)中村修氏。「新食糧法によつて「メの生産と流通はどう変化するか」」(農業問題研究家)斎藤義一氏。

## 新食糧法・理念と現実 ～その落差と混乱～

(N H K 解説委員) 中 村 靖 彦 氏

### 混乱の中の出発

○「新食糧法」の精神はひとことでいうと、国の役割を農協と流通業者が肩代わりする」とある。コメを直接管理していた食糧管理制度は廃止される。まさに歴史的な転換である。…

これ過ぎた時には、従来なら国が面倒をみてくれた。しかし新法では、余った時は農協が主体となつて調整保管をしなければならない。生産者については酷な話だが、価格が下がるのを防ぐにはしかたがない。…

●「新食糧法」は混乱のうちに出发することになるだろう。そして新制度発足時の環境がどう影響するのか。過剰の圧力の下では、新法の理念が十分に生きられないことが考えられる。掲げたうたい文句と現実との乖離が生じてしまう心配がある。…

### 生産調整の自由は？

○新しい制度の下では、生産調整、つまり減反は生産者の意向を尊重して行うとされている。…一五年続いた割当制からの転換である。…一見、生産調整は自由な判断で行われるかのように見える。だが、現実はどうか？

●平成七年度の生産調整面積は、当初の六〇万haに自主的な上乗せ分八万haを加えたものになつた。…ところで平成八年度はどうだろうか？ 平成七年の作柄にもよるが、平年作とするとき依然として過

剰傾向は解消されない。…

○これだけの生産調整圧力があつて、なおかつ生産者の自由な意向が反映されるものだろうか。先に挙げた要素では、減反を積極的に促すには確かに弱い。ただ自由栽培の抑止力は価格の下落である。新食糧法では、流通の基本は自主流通米だから、相場の値下がりは直接手取り収入の減少となる。新食糧法には暴落した時の対策がない。…生産者としてはみすみす損な選択は出来ないから、生産調整への意向を示せといつてもそれなりの制約を受けるのは当たり前である。自由な発想は無理と言わざるを得ない。…

●新制度の下の減反は、一応強制的ではなくなるものの、意向尊重の言葉は空文化せざるを得ないだろう。中途半端な船出となるだろう。

### 売る自由は？

○新法では、生産者の政府への売り渡し義務はなくなる。計画外流通米は、従来の自由米と同じで、いわば何でもありのコメである。生産者は誰に、どんな価格で売つてもよい。…計画外流通米はどのくらいの量にのぼるのだろうか？

全農では、一五〇万haから二七〇万haにもなるのではないかと見ている。…水面下で流通していた自由米をそのまま認知したような量になる。まさに売る自由である。

●また農協自身が出荷者から預かるだけでなく、コメの買い取りが出来る。これは計画米だが、自らの裁量で卸売業者や小売業者に直接売る道も開けた。流通は大幅に多様化された。…

今度は一五〇〇のJAが独自で売り込み競争をやる可能性がある。どんな農産物でもマーケティングは難しい。混乱は目に見えているのである。…売る自由もまた、過剰事態の下でその魅力を發揮出

来ない心配があると私は思つ。

## 価格は市場原理を反映するか？

○新食糧法では、自主流通米の価格は「価格形成センター」で、上場と入札によって指標が決まるとしている。…：

取引の弾力化は、これまでも折に触れて言われてきたことだから、

この機会に実現するなら結構なことだと思う。ただ、問題はその指標価格の意味である。「…にも買い手市場の壁がある。上場される量は今よりは増えるとはいって、全自主流通米の何割かに過ぎない。」

他の「コメ」は指標を参考にしながらの相対取引となる。今の過剰環境の下では、売り手が値引きをしなければ売れないケースがしばしば起つるだろ？…：指標はあくまで指標にじむことになりかねない。…：

## 業者参入の自由は？

●これまで集荷業者の営業は、政府の指定で行われていた。…卸売業者も小売業者も同様である。新法では、いずれも登録制に変わる。…：新規参入は大幅に増えることが予想される。けれども参入が増えるのは全ての分野ではない。まず流通の川下の万、つまり販賣の方の自由化が先行しそうである。集荷の方は、…苦労して参入しないで、計画外流通の「コメならバイブル」さえ作つておけばいいでも買える。むしろ卸や小売の資格をとつておくる方が得だ、と「コメ」に关心を持つ業者は考えているように思われる。

○このところ総合商社の「コメ」への関心が目立つ。まだ今は現行制度だから自由の登録申請はしないが、既に営業している小売業に資本参

加したり、役員を派遣したりして、着々と拠点を築いていく。

国内の「コメ」市場はおよそ四兆円…：総合商社は、その性格上、将来の「コメ」輸入を視野に入れているだろう。「コメ」は六年間は関税化を猶予される。その間は「…」・アクセス分だけが輸入されるが、一部のBPO方式という、自由貿易に近い枠が設けられる。平成七年度はわずか五〇〇〇tだが、少しずつ枠は拡がる。商社にとつては「コメ」貿易業務の手がかりになるだろう。…：

## コメ流通は戦国時代へ

●もちろん新規参入は大手だけではない。特に小売の分野には様々な業者が入り乱れて入つてしまふことになるとと思われる。…：計画外流通という何でも自由な「コメ」が相当量あるわけだから、どんな店に置いてあっても不思議ではない。…：小売の分野は、ほぼ完全に流通は自由化されるだろう。…：この分野は、むしろ現実が理念を超えて進みつつあるとの感が深く。こうして「コメ」の流通は、激しい競争の戦国時代を迎えることになるだろう。…：

○しばらくは混乱が続く。混乱の戦国時代を生き抜くキーワードは何だろう。私は「信頼」だと思う。多様化した流れの中で、特定のユーチャーをつなぎ止めるのは、平凡なようだが「信用」であり「信頼」である。一度良い評価を受けても、これが継続しなければ代わりの業者はいろいろでもいる。…：

## 農協・問われる力量

●それぞれの地域の農協は、生き残りをかけて、どんな「コメ」で勝負するかを考えなければならない。中央の指導部は、全体の需給調整と価格維持を念頭に置いて、啓蒙活動をしなければならない。いず

れにしても産地によって差が生じるのは避けられないだろう。

この際、生産者団体は、「メについて全国一律の平等主義を捨てるべきである。勝負出来る地域とそうでない地域が出てくるのは当然なのである。

○勝負できる要素はいくつもある。第一に味である。おいしい味に、伝統的に名前が通っている「メを生産する産地は強い。…また出荷の早さで勝負出来る地域もある。…さらに、安い「コスト」での生産が可能で、低い価格でも供給出来る産地も良い。この場合、味がそこそこおいしいことが前提となる。大消費地の「メ屋さんは、フレンド好適米として歓迎するだろう。…

●他にも勝負手はあると思うが、北から南まで広がった「メ産地中には、相当に売り込みが難しいところも出てくるだろう。…場合によつては「メから撤退し、他に特産物を見つける戦略が選択の一つになるかもしれない。…何も「メ作りだけが農業ではないのだ。しかし、「」で問わるのが識見と力量である。要は、その地域ではどんな農業が一番合つているかを見定める力があれば、方向は見出せるはずである。…

## 時代は変わってゆく

○新食糧法が、過剰という環境の中で出発するために、…タイミングが悪かつたともいえるし、自然に激変が避けられる点で、かえつて良かつたかもしれない。けれども時代はやはり変わつてゆく。…そして、ある程度の時間において、この法律の改革案も議論されることになるのではないか。その際には、価格の暴落対策を何らかの形で是非検討して欲しい。

暴落は、第一種兼業農家への影響は少ないが、「メに多くを依存する農家は深刻な打撃を受ける。…

●流通規制の緩和は「メ産地を変えるだろう。新食糧法への批判は色々あつても、成立した以上は日本農業再生のために、これに賭けるしかない。

## 「新食糧法」下の「メ流通を考える

(東北大學農学部教授) 河 相 一 成氏

### 「新食糧法」による「メ流通の仕組み

○一三一国会衆議院WTO特別委員会で、WTO協定と、国内関連諸法が短時間で一括審議されたが、その中で「主要食糧の需給及び価格安定に関する法律案」(通称「新食糧法案」)の、農相の説明から「新食糧法」下での「メ流通の基本的な姿を次のように整理する」とができる。

- (1)自主流通米を中心とする民間流通を主体にする。
- (2)政府の関与は、備蓄米に限られ、その備蓄米は、政府米としての流通と「マ・」・アクセス米による。
- (3)政府が需給計画を作り(輸入米数量を含む)それを計画流通米として流通させる。
- (4)間接統制の下での安定需給を行う。

●以上は「新食糧法」の一~四条に規定されている事柄であるが、これら基本的仕組みを具体化するため、現行食管法とは異なるいくつかの新たな事柄が決められている。…  
(1)食管法下の一次・二次集荷業者(国・知事の許可)は、新法で

は一種・一種出荷取扱業者となり、國・知事への届け出のみでよいことになった。

②計画流通米は、農家→一種業者→一種業者→自主米法人（全農など）・自主米センター（自主米機関）→卸→小売→消費者、といふ流通ルートに加え、一種業者は自主米法人・卸・小売に、一種業者は小売に、直接販売できる。

③計画外流通米の流通ルートには法定されたものが何もない（文字通り自由流通）。

④農民は、計画流通米を計画外流通米に届け出を経て流通させることが可能である。

⑤「〔マ〕・アクセス米は国家貿易の制度により輸入するが、その一部はOO的方式で取引・流通される。

○〔マ〕の「現実性」を考えるため、以上の法規制に加えて若干のことを補足しておこう。

①生産調整実施者からの政府買い入れについては、計画流通基準数量の枠の中で農家が政府に売り渡しが可能な数量であるから、農家はこの基準数量を政府に売り渡す義務は生じないことになり、従つて条件次第では、政府が必要とするコメが集まらないことが起りうる。

②農家が出荷する計画流通米を計画外流通米出荷に変更できることについては、農家が計画流通出荷量を決めた後に産直契約が成立した場合などを農水省は想定している。

③計画外流通米の数量は、産直のような小規模のもののみと農水省は見込んでおり、計画流通に支障はきたさないとしている。

④「〔マ〕・アクセスによる輸入米数量が輸出国の凶作等の事情により輸出量が「〔マ〕・アクセス数量に達しないも法的義務違反にはならない（政府統一見解）としている」としている。

⑤九三米穀年度における緊急輸入米の在庫量九三万t（九五年一月現在）の処理方法について食糧庁は、主食用・加工用・飼料用・工業用等として九五米穀年度米までには五〇・六〇万tは在庫処理する、としているが、それでもなお四〇・三〇万tは在庫として残ることになり、また、五〇・六〇万tの処理の保証がないこと。

◎「〔マ〕・アクセス米の到着時期を七月末～八月、売却開始を八～九月頃としていることは、超早場米・早場米出荷時期につかることから、それへの影響が懸念される。

⑥政府による備蓄米の処理方法について、食糧庁は一年間の回転備蓄を予定しており、一年古米になつた備蓄米は主食用・加工用・援助用・飼料用を考えるとしているが、これらが食糧庁が考えているとおり処理できなかつた場合の、流通・価格・生産調整などへの影響をどうするのか。

◎新法で発生するや三米対策については、その防止・是正に取り組む、としているが計画外流通米は流通ルートが法制化されていないからヤ三米との区別が事实上不可能となり、新法下では政府がいくら力もんでもヤ三米防止は不可能ではないか。（以上は九五年三月の食糧庁資料が提示している考え方と、それへの筆者の疑問）

●「新食糧法」の下でのコメ流通の仕組みは、その輸入（国際流通に対する国境障壁）と国内流通との「規制」を緩和したものである。言い換れば、コメ流通の自由化、従つて、流通の川上である生産の自由化と輸入自由化とが、今回の新法の目玉と言えよう。このことがこれからコメ流通に及ぼす影響、農民・消費者への影響を考えあわなければならぬ。

## ミニマム・アクセスと七年後

### 「規制緩和」の諸要素とコメ流通

○…いまは六年間のミニマム・アクセスに世間の関心が集中しておれば、「新食糧法」はそれに対応する法制だと理解されている向きが強い。だが、「特例措置」（WTOの設立に関する協定書）付属書1に含まれる「農業協定」の付属書5（第四条2）の協定文によれば、六年後においては、ミニマム・アクセスを8%以上継続するか、あるいは包括関税化したうえでなお8%を最低輸入量とする義務づけと関税率一五%引き下げた率をスタートとする関税率の適用（通常関税率の適用）が義務づけられている。

●六年後の処理については、「このようだ」（ミニマム・アクセスを継続するか、最低輸入量を義務づけられた包括関税に移行するかの選択にならざるを得ないのであるが、「新食糧法」は包括関税化の道を選択しても、同法の一部に手を加えれば基本的には対応できるものになつていていることに注目しておく必要がある。そのことを視野に入れるかどうかによつて、「新食糧法」下でのコメ流通のあり様の判断が異なつてくるからである。つまり、「新食糧法」の体系の一つに、外米輸入が恒常化することが盛り込まれてあり、そのことを一つの軸にして「新食糧法」が動き出すことになる。…

○世界のコメ市場は周知のようだ、本来、浅く不安定なものであるとともに、つい最近は、「コメ輸出国だった中国が一〇〇万台を超えるコメ輸入国に転じた」とに象徴されるように、世界のコメの需給構造は決して「過剰」ではなく、基本的には「不足」基調にあることを念頭において、恒常的な外米輸入を法体系化したことによって、その下でのコメ流通の仕組みがどうなのがを考えることが必要である。

●「新食糧法」における規制緩和措置の主要なものは次の四点にあるとみてよからう。

一つは、コメの輸入自由化（への道）

二つは、国内流通の自由化

三つは、生産調整の自由化

四つは、価格形成の自由化

これによつてわかるように、「コメの需給構造の変動——コメ流通構造の歪み——米価形成の変動」という構造が浮かび上がりつてくる。  
○「新食糧法」が公示されてから、産地・卸・小売の動向からみられるることは次の点であろう。

産地では、流通業界のさまざまな情報を直接入手し、それに対応できる販売戦略を立てるとともに、消費者との直接結びつきを強めたいという希望を強く持つている。

卸の場合は、自由競争を前提に産地との直接結びつきの強化・卸圏域の拡大・小売店の系列化の強化等により、卸の販売力強化の模索。

小売の場合は、その具体的商法は多様だが、共通していることは、産地との直接結びつきの強化・消費者（顧客）の組織化・共同仕入・付加価値販売など。

●これらの動向はいずれも「規制緩和」によつて生ずる自由競争の下での、それぞれの生き残り策の追求であるとともに、その競争下で、それぞれの事業体がいかに利益を上げるかがポイントになつてゐる。だからそこには、農民や消費者の利益などは眼中にない（自由競争——市場原理というのは、本来そういうものである）。  
こうした動きによつて、国民の「主食」の完全な商品化の姿が浮

かび上つてゐる。同時に、農協系統組織がこゝに各業界の動きを知つてゐるであろうにもかかわらず、それに有効な手立てを提案することができない」という事実をじうどみるか、といふことも今後の「コメ流通を考えるうえで重要な事柄の一つになる。

### 秩序あるコメ流通の再構築を考える

○今の日本のコメ流通を考える場合、じつしても視野に入れなければならないことは、「コメ流通の源（川上）」である需給構造の問題であり、価格の問題である。需給構造については、一つは国内持ち越し量であり、一つは貿易である。国内持ち越し量については、将来はともかく（今以上に）担う手不足（耕作放棄地拡大等）現在は政府公表値によれば過剰である。…政府資料によれば二五〇万t前後の持ち越し量がある。

●この数値の信頼度が高いとすれば、国民消費量の二五%、水田面積に換算すると七〇万haに匹敵する膨大な過剰状態ということになる。この「川上」に何の手もつけずに、さきの四つの自由化が全面的に動きだしたらどうなるか。「新食糧法」はそういう状態に対応する有効な歯止めの措置が一切ない。

「過剰」状態の下での自由化——競争は、産地にとつては、じつはサバイバルの恩恵を出しても、売り込みのための多大なコストを支払い、しかも底なしの価格下落が返つてくることになる。  
○その歯止め措置を講ずる方策を考えなければならない。それには一つある。

最も必要なことは、「新食糧法」に、「コメ過剰」状態発生を防ぐ手段、価格下落時に国が価格支持方策を講ずる手立てを早急に盛り込ませね」とである。

そして、できれば「コメの//マ・アワセスに関する協定の修正

（その破棄、あるいは実施時期の延期、アクセス量の縮小等、修正内容の選択肢はいろいろある——修正権はWTO協定一〇条に規定）を早急に求めることが必要となる。

これらのことを国が直ちに行わない場合は、都道府県単位（特に產地）で価格支持を基軸とする「県食管」を行わせることである。產地県のみでできなければ、消費県の協力も得て複数県による「自治体食管」を構想してもよい。

これらの措置はガット・フルクライ・ラウンジの「農業協定」国内補助削減規定との関連が問題にならうが、それについては種々の知恵を出せばよい。



## 新食糧法に対応したJAグループの

### 「RICE」戦略

(JA全中農業対策部長) 山田俊男氏

#### 「RICE」戦略を提起

○JA全中は、昨年一月にJA・県連合会・全国連の代表からなる「JAグループ米生産・販売新方針策定委員会」を設置し、精力的な検討を行い、四月に報告をとりまとめた。現在、系統組織の各段階で濃密な討議を実施してもらつてあり、またこの報告をベースにして各県やJAの事情をふまえた取り組み方針の策定をすすめてもらつているところである。

○JA全中では、これら討議をふまえ、新食糧法に対応するJAグループの事業方式の見直しと実践に具体的に取り組んでいくことしているが、新方針策定委員会は、JA「RICE」戦略を提起した。：

#### 新食糧法とJAグループ新方針の基本課題

●JAグループの食管法に対する基本的な姿勢は、一貫して「現行食管制度の基本の堅持」であつた。それが変わつたのは、一昨年の大凶作とそれによる緊急輸入による流通の大混乱のもとで、ヤニ米を出荷した者が得をし、それを取り締まれないような仕組みにはもう我慢が出来ないというものであつた。本来、ウルグアイ・ラウンドの合意による「マ・マクセスの導入に関する部分だけの一部改

正でよかつたところを、現行食管法の全面的な改革をJAグループとしても打ちだした切実な背景は、「正直者が馬鹿を見ない仕組みを新しく作り上げたい」ということであつた。

○新食糧法は、現行食管法の…国の諸規制を廃止し、基本的には、生産・流通・販売は自由であるとした。…新たに備蓄と生産調整を法律に盛り込むとともに、消費者が必要とする「メについて、生産者から消費者へ計画的かつ安定的な供給をはかるための計画流通を制度化したが、…政府米を備蓄のためだけの数量に限定し、大半のコメは自主流通米として自由で弾力的な流通をはかり、その価格は需給の実勢を反映した市場原理での価格形成を更にすすめるものとなつた。…自主流通を担うものの役割と責任を大きく増やしたものとなつた。

具体的には、流通の大宗を占めることになる自主流通米の価格の安定をはかるための全体需給の調整や、自主流通法人の義務として新しく法律に盛り込まれた民間備蓄と過剰時の自主流通米の調整保管等である。

●このことは、今までJAグループの事業・組織を支えてきた仕組みを大転換する」ことであつ、「正直者が馬鹿を見ない」というJAグループの切実な要求に応えたものになっているかどうかといふと、必ずしも十分なものではないといわざるを得ない。

というのは、需給および価格の安定にとって最も重要な全体需給をはかるための生産調整の確実な実施について、法律的な措置が必ずしも十分でなく、生産調整助成金等の運用に委ねられているからである。…生産調整に取り組まなくては法律的な罰則がない、政府買入数量も備蓄数量は限定されるため、通常年は現在の半分の一〇万t程度にしかならず、買入価格も需給実勢で決まる自主流通価格に運動するということになると、果して生産調整実施者に目に見えるメリットが出るかどうか疑問である。…

まだ、新食糧法の法規定の大部分を占める計画流通制度がきちんと動くかどうかは、必要とする計画流通米が確保できるかどうかにかかっているが、…生産者が計画流通米として出荷するところが、具体的なメリットになるという計画流通助成金等の措置の運用が課題になるのである。

○JAグループは、新食糧法自体については現状からするとやむを得ないものとして受けとめているが、「新システム」が機能するかどうかは、生産調整と計画流通制度の仕組みがきちんと動くかどうかにかかっており、これらが機能するよう有助成や運用の方法について要求し、実現していくとともに、生産調整の実効確保と計画流通米の確保の両方に役割を発揮できるのはJAグループであることに責任と自覚を持つて、新しいコメの生産・販売方針の実践に取り組むこととしている。

### JJAグループ新方針の具体的な取り組み課題

#### ◎ 生産調整の確実な実施

●生産調整が十分な成果をあげなければ、自主流通米の価格は大きく低下することになる。試算によれば、仮に生産調整の目標が八〇%しか達成されない場合、価格は一割程度下落することが予想されている。価格が一割低下すれば稻作所得は四割程度も低下することになり、稻作経営は大きな影響を受けることになるのである。

そこで、JAグループとしては、生産調整については、コメの需給と価格の安定、稻作所得の安定をはかるため、自らの課題としての自覚のもとに「生産者全員参加による生産調整の取り組み」をすすめていくこととする。…全体需給の調整を基本に、需要と見合ったコメを生産し、計画的に安定的に販売していくことに力点をおいた

取り組みが必要である。その意味で、生産調整については、

①…JA「コメ生産・販売計画の策定を全JAで取り組む。

②…稻作部会等を育成するとともに、集落・地区での積極的な話

し合いをすすめる。

③全員参加による生産調整を実現するとともに、…とも補償の仕組み(基金)を地区・市町村・JAの各段階で確立する。

④…「JA営農センター」を整備するとともに、…行政関係機関が加わった「水田営農対策協議会」を設立し、行政と一体となつた推進体制を整備する。

#### ◎ 計画流通米の確保

○コメの生産から販売を受け持つJAグループとしては、生産者と消費者が直結した特別の「コメ以外の大半のコメは、JAグループを通じた計画出荷米として計画的に流通できるよう役割を果たしていく」とが求められる。そのため、計画流通米の確保については、

①…「計画出荷積み上げ運動」を開催し、JA米生産・販売計画を策定する。

②…きめ細かな集出荷対策に取り組む。

③…新システムにおける出荷契約の意義について周知徹底をはかるとともに…出荷契約の実効確保をはかる。

④…計画外流通米について、JAとしても代金決済や配達業務等のサービスを通して積極的に取り扱い、徐々に計画流通の「内」に取り込んでいくよつとする。

#### ◎ 調整保管の適切な実施

●新食糧法は暴落対策として、豊作時の自主流通法人による調整保

管を義務として盛り込んだ訳であり、生産者の経営安定に責任を持つJAグループとしては、グループの自主流通法人たる全農が適切にこの機能を果たせるように、国による備蓄の運営とも連動しながら取り組むこととする。…このために新しい基金を構築する。

### ◎自主流通米の計画的・安定的販売

○無秩序な販売は過当競争を招き、販売価格の低下を誘発するとともに、整然とした生産調整の取り組みにも悪影響を与えることになる。このため、従来以上にJAグループ一体となつた計画的・安定的販売が求められるのであり、

- ①・JAグループ総体としての競争力の強化という観点からする
- と、JA、経済連、全農の合理的な機能分担のもとでの計画的・安定的な販売が基本である。…

②販売競争の激化は大消費地で急激にすすむ…大消費地の経済連は互いに連携し、全農も含めた広域的な販売体制を確立するなど販売力の強化に取り組むこととする。

### ◎新食糧法の運用上の課題

●新食糧法について次のようにみるとことができる。

一つは楽観論であり、計画流通制度にしろ価格形成センターにしろ、現行の流通実態を追認したものであつて、今まで通りほぼ生産調整が実施てきておればスムーズにすむんで行く…というものである。二つは悲観論であり、基本的には生産も流通も販売も自由になるという仕組みのもので、まず生産調整について生産者やJAの認識や自覚だけでは目標の達成はあつつかなく、大幅な価格低下で混乱が続く…というものである。

三つは将来展望論とでも付けられるものであり、規制緩和による生産・流通の競争激化のなかで、生産者や業者等の活性化がはかられ、当面は混乱しても長期的には新政策等で描いた望ましい扱い手が育つていて…というものである。

- (1)十分な生産調整助成金の確保
- (2)計画流通制度の適正な運用
- (3)調整保管等における国の役割の發揮

### 既存のコメ流通業界の対応策

(日本米穀小売商業組合連合会常務理事)

荒田盈一氏

#### 生産者の自主的判断の拡大で

○現在の食糧管理法は、その時代に合わせた改定と弾力的な運用を実施してさだが、制度と実態との乖離も現実的であつた。それを具体的に証明したのが…平成六年三月のコメ騒動であつた。このコメ騒動の直接的な原因は、平成五年の異常気象によつて引き起つた

れただちに、国民の目にから見れば、農業政策の失敗にしか映らなかつた。

「コメを取り巻く状況が不安定で推移する中、社会・経済体制の規範に対する内外の要請は「規制緩和」であつた。…

●こうした社会環境を背景にして、農政審議会は八月、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を報告、現行の食管制度を、

①生産者の創意工夫が發揮できない

②消費者ニーズに対応できない

③流通ルートが消費者の購買行動、流通実態の変化に対応できない

④制度と実態の乖離で不正規流通が発生し、制度に対する信頼感が低下

⑤「コメの地位の変化、割当的な生産調整・流通規制といった厳格的な管理手法を維持することは不要」と断定し、…

現行食糧管理法を廃止し、「新たな「コメの管理システム」を構築すべき」とうたつた。

○「新たな「コメの管理システム」」は

①生産者の自主的な判断に基づいた生産調整への転換や生産者の

販売の多様化

②備蓄を「システム化」

③生産調整・備蓄・輸入を適確に運用するための計画制度

④市場原理導入のため、自主流通米を基本にし、需給実勢を反映

した価格形成を図り、生産調整実施者から政府米を購入

⑤消費者ニーズの高度化・多様化に対応する流通規制の緩和

⑥検査・表示を通じた安定供給の確保

と方向づけた。

●この中で、生産者における「生産調整の自主的判断」と「販売の

「多様化」は衝撃的であつた。…

この結果、現行制度の柱である「単線的な結び付きで流通ルートを特定するという厳格な流通規制」は消失する。…特に、生産者は一挙に「販売も自由」になるのだから、販売業者からすれば「五〇万のコメ販売農家が瞬時に販売に参入」するとともに「仕入れ先も米作農家だけ増加する」という、劇的な内容であつた。

## 流通ルートの複線化は自由化

○九月には食糧庁が、「食管制度の見直しの基本方向」を取りまとめた。この中に新食糧法の「基本的な考え方」が次の四点の柱で明示された。

①計画流通制度で全体の需給を調整

②流通形態は自主米を主体とし、政府米は備蓄の運営と輸入米の運用

③入札の場の制度化と需給実態が反映した価格制度

④流通規制を最小限に緩和

そして「生産段階の販売と、販売段階の仕入れ先の多様化」という基本を崩してはいなかつた。

●当然、「多様化」は「自由化」である。今後、「コメの生産・流通は「管理・統制」から「市場原理の下での自由化」へ進展することになつた。ただ、この考え方は「ありえる姿」であり「あるべき姿」ではない。「手段の姿」は見えたものの「目的の姿」の提示には至っていない。…新法は「これから」の運用によるが基本的に仕組みは「生産と販売の自由な選択肢が認められた生産者と、大量の新規参入が見込まれている小売業者の大幅な規制緩和」なのである。

## なくなつた小売業者の諸規制

○新法の小売業者の規制は次のように定められたが、「規制」はほぼない。

①業者規制は現行の「許可制」から「登録制」に移行する。

②この登録の要件が新法において徹底的に緩和される。

③新法では店舗の区分が廃止され、複数店を経営している場合は一括で登録されることになった。…この登録制は「業者登録」ということになる。

④登録の区域は、現行と同じ市区町村とされたが、営業は…「配達、通信販売は全国」に拡大。この実質的な意味は米穀店の営業区域は「全国に拡大」を意味する。

⑤さて、まさに劇的なのは一般的に「仕入れ先」とされる「買入れ先」の拡大だ。…

流通ルートはまさに複線化（自由化）されることになる。更に、計画外流通米は食糧事務所に「届け出」を提出すれば全てのフローとなつた。小売業者からすれば「誰からでも仕入れ」が可能で、生産者は「誰にでも販売できる」。

## 小売業者の「仲卸化」の波及

●新法によつて、生産者・集荷業者・販売業者は自由な経済体制での活動が迫られている。  
流通業界の中でいち早く対応を図つたのが小売業界。…日本米穀小売商業組合連合会（日米連）は、新法を「集荷・卸・小売の相互乗り入れによる競争原理の大綱緩和」と位置付け、「小売問売買制度の導入を前提とした取引」を検討することにして、具体的な項目を、

①現行のルート外流通に対する実態の把握と対応（現行法における不正規流通）②小売問取引の検討とした。…

「小売問取引」で想定されることは生産地の小売店が消費地の小売店に販売すること。条件によつてはこの逆のケースも考えられる。また、一定の地域において機軸となる小売店が周辺の小売店に販売していく「仲卸的販売」が可能になることである。

この小売業者の仲卸化は新法をにらんで大手の商社が卸を飛び越えて小売に進出して来たことを考えてインパクトは大きい。

